

## 入会金及び会費規程

一般社団法人ゼロエミやまなし

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人ゼロエミやまなし(以下「本会」という。)定款第7条の規定に基づき、本会の入会金及び会費に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### (入会金)

第2条 本会の入会金は、会員の種別に応じて、次に掲げるところによる。なお、退会する場合の入会金の返還は行わない。

- (1)個人正会員 10万円
- (2)法人正会員 20万円
- (3)個人賛助会員 無料
- (4)法人賛助会員 5万円

### (入会金の納期)

第3条 入会金は、この法人から入会承認の通知を受けた日から30日以内に納入しなければならない。

### (年会費)

第4条 本会の年会費は、次に掲げるところによる。なお、退会する場合の年会費の返還は行わない。

- (1)個人正会員 1万円
- (2)法人正会員 3万円
- (3)個人賛助会員 1万円
- (4)法人賛助会員 3万円

2 年度の中で入会した会員のその事業年度の会費は、原則として月割りとして入会の翌月からその事業年度末までの月数に相当する金額とする。この場合において、百円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

### (年会費の納期)

第5条 初年度の年会費は、この法人から入会承認の通知を受けた日から30日以内に納入しなければならない。

**(年会費の納期)**

第6条 会員は、毎事業年度4月30日までに、年会費の全額を納付しなければならない。

**(年会費滞納の処置)**

第7条 定める納期までに年会費を納入しなかった会員に対し、催促する。

第8条 前条の手続きを経てなお年会費を滞納する会員は、特別の事業がない限り、納入期限から2年を過ぎた時点で、定款第9条の定めにより会員資格を損失する。

**(会員区分の変更に伴う入会金)**

第9条 正会員から賛助会員に区分を変更する場合、入会金の差額は返金しない。  
賛助会員から正会員に区分を変更する場合、入会金の差額を徴収する。

**(変更)**

第10条 この規程は、定款13条の規定により、総会の決議によって変更することができる。

**(補則)**

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

**附則**

- 1 この規程は、令和2年6月21日から施工する。